2017/08/19

理事会決裁済

枚方少年野球連盟

枚方少年野球連盟規約

枚方少年野球連盟リーグ戦規定

大会規定

規定以外の確認事項

目　　次

表 紙 ・ 目 次　1P～2P

枚方少年野球連盟規約 ・細則　3P～6P

慶弔見舞金規定　7P

連合チームによる大会参加規定　8P

枚方少年野球連盟リーグ戦試合規定　9P～16P

大会規定　17P～18P

くずはロータリークラブ杯・枚方少年野球ジュニア大会大会規　19P～20P

規定以外の確認事項　21P～22P

枚方少年野球連盟規約

第一章　名称及び事務所

第 1 条　本連盟は「枚方少年野球連盟」と称する（以下単に本連盟という）

第 2 条　本連盟の事務所は事務局長宅に置く。

第二章　加 盟 団 体

第 3 条　本連盟はその活動の為に本連盟と同一主旨と認められる加盟団体への加盟は妨げない。

第三章　目 的 及 事 業

第 4 条　本連盟は枚方市内及び近隣に居住する家庭の子弟と指導者によって編成された少年野球チームであり、少年達に正しい野球を指導し、野球を通じて体位向上及び規律、協調性、スポーツマンシップの精神を養い友情を深めることを目的とする。

第 5 条　本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 本連盟が主催する野球大会の企画、実施
2. 主催、後援、協賛などの各種協力関連団体との連絡交渉
3. 正しい少年野球に関する指導、奨励、資料の収集、宣伝
4. 技術向上と正しい指導のための講習会、研究会の開催
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第四章　組　　織

第 6 条　本連盟は第 4 条の規定に従い、連盟に登録し、所定の登録費を納入したチームをもって組織する。

第五章　選手、チーム登録、資格

第 7 条　本連盟に登録される選手は第 4 条に規定する枚方市内及び近隣に居住する家庭の小学生とし、保護者の承諾を得てチームに参加している者に限る。
又保護者は承諾時に第 32条を承認することを義務とする。

第 8 条　本連盟に登録されるチームは満 20 才以上の責任ある指導者最低 3 名を必要とする。
指導者の資格は問わないがスポーツに関心が深く特に青少年の指導教育に情熱のある者とする。

第 9 条 1. 登録は毎年春・秋のリーグ開幕日をもって更改するものとする。

2. チームの登録選手数は制限しない。
3. 登録選手は全員左袖に連盟章を付けること。
4. 1 選手が 2 チームに渡って登録することは出来ない。
5. 登録するチームは連盟所定の用紙に記入し、各チームの代表者又は監督捺印の上総務へ提出する。

6. 登録、選手の追加、取消し等の修正変更についても上項に準ずるものとし、その提出期日は各大会の試合 1 週間前迄とする。

第 10 条 前条で登録されたチームは各大会毎の会費を納入しなければならない。

第六章　役 員 と 任務

第 11 条 1.本連盟に次の役員を置く。

(1)理事長	1 名	(7)書　記	1 名
(2)副理事長	若干名	(8)運営部長	1 名
(3)事務局長	1 名	(9)グランド部長	1 名
(4)事務局次長	若干名	(10)審判部長	1 名
(5)会　計	1 名	(11)放送部長	1 名
(6)総　務	1 名	(12)会計監査	2 名

2. 前項(8)から(11)号の役員に副部長をおくことができる。

第 12 条 理事長は総会で選出する。
副理事長、事務局長、各部長は理事長が推薦し、総会の承認を得る

第 13 条 理事は原則として各団より 1 名選出するものとし、本連盟運営の全般の審議を行い、遂行する。

第 14 条 会計監査は総会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 15 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 理事長は本連盟を代表し、本連盟を統轄する。
2. ①副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
   ②副理事長は、本連盟主催の大会のうち必要に応じて大会委員長として、当該大会を統轄する。
3. 事務局長は本連盟の運営に必要な事務ならびに管理全般の執行にあたる。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、不都合の時はその職務を代行する。
5. 会計は予算の執行及び会費に関する事務管理にあたる。
6. 総務は事務局長を補佐し、総務全般を担当する。
7. 書記は公式会議の議事録と報告、各大会の開会式・閉会式・表彰式の記録(写真、スコアブック)にあたる。
8. 運営部長は各大会の開会式、閉会式(表彰を含む)の準備と進行のすべてを統轄する。
9. グランド部長は大会に必要なグランドの確保ならびに管理全般を行う。
10. 審判部長は本連盟主催の大会の審判に当たり、その割当てを統轄し、また、審判技術の指導講習会を実施し、審判レベルの向上と判定の統一を図る。
11. 各副部長は担当部長を補佐し、不都合の時はその職務を代行する。
12. 会計監査は本連盟の会計の監査を行う。

第 16 条　本連盟に顧問、相談役をおくことが出来る。
顧問、相談役は理事会の承認を得るものとする。

第 17 条　役員の任期は顧問、相談役を除き 2 ケ年とする。但し重任を妨げない。

第七章　会　　議

第 18 条 総会は、本連盟の最高決議機関であって、役員及び大会代議員をもって構成する。
大会代議員は、各団 2 名とする。但し、役員は除く。
総会は、毎年 2 月に理事長が招集して、次の事項を討議決定する

1. 事業報告及び決算報告並びに会計監査報告について
2. 事業計画及び予算について
3. 役員選出について
4. 規約の改正について
5. その他必要な事項について

第 19 条 理事会は、理事長が招集する。又は理事からの要請でその必要性を理事長が認めた場合は招集し本連盟運営の全般について審議、決定する。議長は、理事長がこれに当たる。役員会は、第 11 条に定める 1 項から 10 項迄の役員をもって構成し本連盟の運営に当たる。

第 20 条 総会、理事会は構成員の過半数の出席によって成立し議事は出席者の過半数をもって決する。又決議権は総会に於いては代議員、理事会に於いては理事とする。可否同数の場合は議長が決する。

第八章　会　　計

第 21 条 本連盟の会計年度は 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

第 22 条 本連盟の会計は、連盟入会金、大会参加費、寄附金などをもって運営にあてる。
納入した入会金、参加費は理由の如何を問わず返還しない。

第九章　資格審査委員会と専門委員会

第 23 条 資格審査委員会は、理事長を委員長とし、副理事長、事務局長各部長、理事をもって構成する。

第 24 条 資格審査委員会は、第 7 条及び第 8 条の規定に従い登録選手、登録チームの資格、条件を審議し、連盟加入の承認を行う。

第 25 条 資格審査委員会は、毎年登録更新期を定例とし、必要に応じて委員長が召集し開催する。

第 26 条 その他本連盟の事業を遂行するため必要に応じて各種の専門委員会を設置することが出来る。 専門委員会の名称及び委員の定数は役員会の承認を経て理事長が定める。

第 27 条 専門委員会の 1 組織として懲罰委員会を設ける。

① 懲罰委員会は、理事長を委員長とし単独の独立した組織であって審議決定を行う。

② 懲罰委員会は必要事例と認められた時理事長が三役と理事数名（一定とは限らない）を指名招集し速やかに、審議決定を行わなければならない。

③委員長は、審議決定後速やかに当事者及び各理事に報告を行わなければならない。

第十章　附　　則

第 28 条 本規約の改正は総会の決議を経なければならない。

第 29 条 本規約執行上必要な細則は役員会がこれを定める。

第 30 条 本連盟が主催、運営する大会は別に「大会規定」を設けて行う。出場チームは大会規定に定める大会参加費を納入しなければならない。
臨時に大会を行う場合は、役員会の承認を得なければならない。

第 31 条 大会では練習、試合中とも各チームの選手の管理監督は各チームの代表者が責任をもってあたる。若し不慮の事故が発生した場合でも治療費その他補償は出来ない。

第 32 条 本連盟規約及び大会規定に違反したり、また本連盟の品位を傷付けるような行為のあったチームの役員、選手ならびに関係者は、第 27 条に定める懲罰委員会に於いて審議し除名処分に附することができる。

第 33 条 連合チームによる大会参加規定は別に定める。

第 34 条
1. 本規約は昭和54年01月01日より施行する。
2. 本規約は昭和62年03月01日より施行する。
3. 本規約は昭和63年03月01日より施行する。
4. 本規約は平成 2年03月01日より施行する。
5. 本規約は平成 4年03月01日より施行する。
6. 本規約は平成 8年03月01日より施行する。
7. 本規約は平成10年03月01日より施行する。
8. 本規約は平成 16年02月22日より施行する。
9. 本規約は平成 21 年02月21 日より施行する。
10. 本規約は平成27年02月22日より施行する。

細　　則

第 1 条 規約第 31 条を熟知し、説明、解釈等の違い防止、異議申し立てやトラブル防止のため設けられるものである。

第 2 条 特に規約第 31 条における大会とは、本連盟が主催する以下の行事を言う

1. 試合　2. 練習　3. ハイキング　4. キャンプ、
5. 選手の送迎　6. 遠征　7. 旅行　8. 強化訓練、
9. 個人ノック及び特訓等　10. 各種パーティ　11. 集合
12. 集合場所への往復　13. その他本連盟の必要とした行事

慶弔見舞金規定

本連盟に登録されている団の選手及び指導者（1 年以上在団の登録指導者及び各団代表者が相当と認める者）の慶弔及び見舞金の贈与に関し、次の通り定める。

□ 慶事に関する事項

1. 指導者及びその子の結婚…… 祝電

□ 弔事に関する事項

1. 登録選手の死去…… 弔電、香典 10000 円・生花
2. 指導者及びその配偶者の死去…… 弔電、香典 10000 円・生花
3. 指導者の実父母及び実子の死去…… 弔電、香典 5000 円
4. 指導者の岳父母の死去…… 弔電、香典 5000 円

□ 見舞金に関する事項

1. 指導者の 2 週間以上の入院…… 見舞金 5000 円
2. その他

1. この規定は、平成元年 3 月 1 日より施行する。
2. 規定改正　平成10年03月01日。
3. 規定改正　平成16年02月22日。
4. 上記事項は、各団から事務局へ所定の申請用紙により申請し実行される。

連合チームによる大会参加規定

1. 部員不足により単独チームでの参加が出来ない場合、
連合チームでの参加を認める。

2.連盟所属チームに限る。

3.連合チーム結成の場合は、必ず文書で事務局へ申請する。
文書は趣意書と名簿を必要とする。

4.選抜による連合チームは認めない。

5.所属チームのユニフォームの着用（スパイクを含む）を認めるが、
背番号の重複は認めない。

6.連合チームの構成にあたって、年度途中にチーム構成の変更を
認める。
（例）春⇒Ａチーム＋Ｂチーム、秋⇒Ａチーム＋Ｃチーム

7.上記要件を満たした上で連盟三役会議で審査し承認する事とする。

枚方少年野球連盟リーグ戦試合規定

昭和５４年　１月　１日制定
昭和６２年　３月１５日改訂
昭和６３年　２月２８日改訂
平成　２年　８月２６日改訂
平成　３年　３月１７日改訂
平成　３年　８月２５日改訂
平成　４年１１月３０日改訂
平成　５年　５月１５日改訂
平成　６年　３月２７日改訂
平成　７年　３月１２日改訂
平成　９年　２月２１日改訂
平成１０年　３月　１日改訂
平成１６年　２月２２日改訂
平成１７年　５月　８日改訂
平成１８年　４月２５日改訂
平成１９年　７月　１日改訂
平成２４年　２月１９日改訂
平成２７年　２月２１日改訂
平成２８年　２月２１日改訂
平成２９年　８月１９日改訂

１：選手及び監督・コーチの登録

⑴春・秋リーグの戦開始前の指定日までに総務に選手及び監督・コーチを連盟規約に基づいて登録しなければならない。

⑵シーズン途中の背番号の変更は認めない。但し、主将の退団等の理由により、新主将を決定する場合の背番号１０番については認める。（新主将が付けていた旧背番号は、シーズン終了までは使用できない）

⑶登録抹消・追加登録については連盟規約に準じる。

２：試合について

⑴チームは試合開始予定時刻３０分前までに到着し、大会本部に到着の報告をし、打順表を３部提出すること。

⑵試合開始予定時刻には打順表の確認・攻守の決定、その他全て完了していること、又、連絡なしに選手が９名＋指導者１名が揃わない時は試合放棄と見なし７対０のコールド負けとする。尚、学校行事については１週間前迄に連盟（試合組み担当者）に報告している場合はこの限りでない。又、事情により審判員、相手チームが認めた場合もその限りでない。

⑶前の試合が早く終了した場合は予定時刻を待たずに試合を開始することができる。

⑷打順表の選手は、フルネームで記入しフリガナをつけること。

⑸打順表の控え選手欄には当日出場予定選手の氏名、背番号を記入すること。遅れて来る選手もあらかじめ記入し遅れてくる事を相手チームと審判員に告知すること。当然、登録原簿に記載されていること。

⑹監督・主将が当日欠場する場合、試合前に代理する者の氏名・背番号を当該審判員に通告するとともに打順表にもその旨記入し了解を得ておくこと。

⑺ベンチは組合せ都度決定する。

⑻ベンチに入れる人員は次の通りとする。

① 登録され、ユニフォームを着用した選手２０名

② 登録され、ユニフォームを着用した監督１名・コーチ２名以内

③ チーム代表者（代理不可）・マネージャー・スコアラー各１名の計３名以内

なお、ベンチに入れる者は同一ユニフォーム又はスポーティな服装であること。

⑼悪天候や日没等の際、試合の開始・続行・中断・中止等に関しては、審判員の判断で決定するものであり、チームが意見を申し出ることはできない。

⑽　大会当日、悪天候で試合の中止を決定するのは、試合会場責任者とする。当該チームは連絡し指示をあおぐこと、尚、独断でチームの待機を解き、試合ができなくなった場合は、没収試合とし７対０のコールド負けとする。万一、連絡のつかない場合は現地集合を原則とする。

(11)　試合中不正選手が発覚したときは、ただちに没収試合とし相手チームに勝ちを宣告する

(12)　作戦タイムは１チーム１試合４回（選手間のタイムも含む）とする。

① 監督は同一イニングに同一投手のところに２度目に行くか、行ったとみなされた場合は投手は自動的に交代しなければならない。交代した投手が他の守備位置に就く事は許される。尚、他の守備位置に就いた時は、同一イニングには再び投手には戻れない。

② マウンドの投手のもとに選手が３人以上集まった場合は、タイム１回としてカウントする。

③ 相手チームが作戦タイムを取った時、自チームの選手を呼び寄せる、選手のもとに行く等の行為を行った場合は両チームにタイムがカウントされる。

(13)　投手の投球練習は、初回７球、投手交代時５球、その他は３球とする。

(14)　試合中、審判員に「抗議」出来る者は、①監督及び主将　②当該選手　のいずれか１名とする。

(15)　その日の試合結果は、試合会場責任者が必ず連盟に連絡しなければならない。（１９時メド）

(16)　試合上のトラブルを未然に防ぎ、選手の交代、打順の正確さを確認する為にも全チーム正規のスコアブックの記帳を必ず行うこと。怠っているチームの抗議権は一切認められない。

(17)　登録選手以外の者が出場しているのを相手チームに指摘された場合、球審は直ちにその選手を退場させなければならない。但し、試合後に気がついて、球審に申し出てもそのアピールは事後抗議となり認められない。

(18)　リーグ戦の成績順位は勝率にて行い、同率の場合は次の方法にて決定する。

① 当該チーム同士の対戦の勝者を上位とする。

② 当該チーム引き分け等により、順位が決定できない場合は、同率順位とする。（同率２位等）尚、春季リーグにおいては、秋季リーグにおける入れ替え順位を抽選にて決定する。但し、１位同率のみ、上記に拘らずプレーオフとする。再試合はトーナメント戦を行う。

(19)　勝率の計算は次式により行う。

勝率＝勝数＋（０．５×引分数）／全試合数

(20)　プレーオフは次のように取り決める。

試合は、７回戦とし、１時間２０分を超えて新しいイニングに入らない。尚、同点の場合は時間内最大９回までの延長は認める。さらに同点の場合は、最終メンバー

各９名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。

⑵1）　グランドの設営は学校の場合はその学校をフランチャイズとするチームが行うが、第１試合対戦の両チームから各１名が１時間前に行き設営を手伝うこと。但し、フランチャイズチームからの入門時間指定があった場合はその指示にしたがうこと。

⑵2）　学校以外のグランドを使用した場合は、特定のフランチャイズチームが行うが、第１試合対戦の両チームから各１名が１時間前に行き、設営を手伝うこと。

⑵3）　グランドの整備は試合終了後の両チームで行うこと。

３：ボール・バットについて

⑴試合球

「ダイワマルエスＣ号球」を使用する。試合前に新球２個づつ提出すること。

⑵バット

金属製・ハイコン（複合）バットはＪＳＢＢ公認のマーク付きのものに限る。木製バットは公認制度を適用しない。

４：装具について

次の各項は必ず着用しなければならない。（ＪＳＢＢ公認のマーク付きのものに限る）

⑴捕手マスク　⑵捕手レガース　⑶捕手プロテクター　⑷捕手ヘルメット　⑸ファールカップ　⑹スロートガード　⑺打撃用ヘルメット（打者・走者・次打者・ベースコーチ／何れも同色・同型であること）

＊打撃用ヘルメットは　①両耳付きであること　②ベースコーチも着用すること。

５：ユニホーム等について

ユニホーム等は全体において品位を保つものでなければならない。

⑴ユニホーム　⑵帽子　⑶ストッキング、アンダーソックス　⑷アンダーシャツ　⑸スパイク　⑹ベルト

＊見える部分は全員同意匠であること。

＊全てを着用していることが外見でハッキリわかること。

＊アンダーシャツの各自の袖・首の長短有無は問わない。

注：義務付けられた装具・ユニホーム等を着用していないチームは没収試合とする。
選手個人については、同一のものを着用するまで出場できない。

⑺ユニフォームの胸のチーム名は日本字・英字どちらでもよい。

⑻ユニフォームの左袖には都道府県名「大阪」又は地域名「枚方」を必ずつけること。
平成 28 年度～３年間は、この定めを猶予する。

⑼ 団員はユニフォームの左袖に連盟マークをつけなくてはならない。ユニフォームの右

袖又は胸に以外のマークを付けても良いが威圧的・商業的でないものに限る。

(10)背番号は０～９９番までとする。

(11)ユニフォームの背中に選手名を付けても良いが、背番号の上にローマ字で、原則として本人性のみとし、付ける場合はチーム全員が付けること。

(12)主将は背番号１０番をつけること。監督は背番号３０番をつけること。また、代理監督は背番号２８番及び２９番をつけた指導者でなければならない。

(13)６年生は全員Ａマークを右袖につけなければならない。

(14)監督は選手と同一ユニフォームを着用しなければならない。但し、ポイント付スパイクの制限はなく、選手と同一色であればアップシューズでもよい。

６：試合成立と時間制について

(1)試合は７イニング制とする。

(2)悪天候や日没等で試合が打ち切られた場合、「４回」をもって正式試合の成立とする。

(3)得点差によるコールドゲームを採用する。３回以降１０点差・５回以降７点差とする。

(4)時間制限を採用する。各リーグ戦は１時間 30 分とし１時間２０分を超えて次の回に入らない。決勝戦は７回戦又は２時間とし、１時間 50 分を超えて次の回に入らない。コールドゲームは採用しない。

時間内の延長は９回迄とする。後攻リードで後攻チーム攻撃中でも時間になれば第３アウトにならなくてもその打者の打撃終了を待って試合を終了する。

(5)試合が終了して同点だった場合。（時間切れ又は５回以降の悪天候等）

① 各リーグ戦は引き分け試合とする。

② 決勝戦は「特別延長戦」（継続打順・一死満塁）を採用して勝敗を決する。但し、２回までとし、なお同点の場合は抽選とする。また悪天候や日没・諸事情等で「特別延長戦」が出来ない場合は、抽選で勝敗を決する。

７：審判について

(1)審判は１チーム当たり２名出すものとする。但し、都合により１名しか出せない場合は、前日迄に相手チーム及び当該試合の両チームの了承を得た場合は可とする。（審判部にも相談のこと）義務塁審を怠った場合は、登録監督の試合会場への １ か月間立入禁止とする。

(2)審判は、審判帽を着用し所定の服装をしなければならない。原則、夏期（６～９月）は半そで青色シャツ、灰色長ズボンを着用する。冬期（１０～５月）は、上着、灰色長ズボンを着用する。但し、天候によっては上着でも構わないが審判員４名統一すること。

アンダーウェアの着用は許可するが、黒又は紺色のものとする。
★審判帽、半そで青色シャツ、上着、灰色長ズボンは連盟指定のものを着用すること。所定の服装でない場合は、別途罰則を適用する。但しやむを得ない正当な理由があり、あらかじめ審判部及び試合会場責任者の承認を得た場合を除く。

⑶審判は、試合３０分前に集合し、四者で打ち合わせをし、責任審判を決定の上両軍ベンチに氏名を告知する。

⑷審判は、試合前にメンバー表及び用具（バット及びヘルメット等）の点検をしなければならない。

⑸審判の担当は、次のとおりとする。

１日３試合の場合
第１試合…第３試合の対戦チームが担当する。
第２試合…第１試合の対戦チームが担当する。
第３試合…第２試合の対戦チームが担当する。

１日４試合の場合
第１試合…第２試合の対戦チームが担当する。
第２試合…第１試合の対戦チームが担当する。
第３試合…第４試合の対戦チームが担当する。
第４試合…第３試合の対戦チームが担当する。

１日５試合の場合
第１試合…第２試合の対戦チームが担当する。
第２試合…第１試合の対戦チームが担当する。
第３試合…第５試合の対戦チームが担当する。
第４試合…第３試合の対戦チームが担当する。
第５試合…第４試合の対戦チームが担当する。

８：禁止事項並びに遵守事項について

⑴グランド内でのフリーバッティングは禁止する。シートノックは原則として行わない。試合前のキャッチボール・トスバッティング等は外野エリアに限り認める。審判員の指示に従うこと。

⑵試合中・試合前後を問わずベンチ内・グランド内でのタバコ及びガム等を一切禁止する。

⑶相手チームや審判員に対する聞き苦しいヤジは厳禁する。又、観覧席での自チーム側応援者のヤジもチームの責任とする。尚、責任審判がそのチームの監督に厳重注意しても尚も止めない場合責任審判は退場を命じなければならない。聞き容れない場合はスコアの如何に問わず責任審判はそのチームを７対０のコールド負けに宣する事ができる。

⑷ストライク・ボール・アウト・セーフ・フェア・ファール等、審判員の判断に基づくジャッジに対しては一切抗議することは出来ない。

⑸ベンチ内・グランド内での携帯電話や拡声器等の電子機器の持込を禁止する。メガホンはベンチに一個のみ持ち込んで使用しても良い。

⑹グランド内への試合用具以外のもの（鉄パイプ・バットリング等）の持込みを禁止する。又、不要な試合用具はグランド内に置かず、必ずベンチに入れること。

⑺インプレー中、次打者は次打者席内で膝を付く様な低い姿勢で待機すること。

⑻タイムは３０秒以内とする。但し、審判員が事情を認めた場合にはこの限りでない。

⑼特別グランドルールは、試合に先立って審判員より両軍監督に説明する。

⑽変化球を投げることを固く禁止する。尚、変化球を投球した場合、直ちに投手、監督に注意、指導し以降ボールの判定とする。度重なる投球があった場合、投手の交代を勧告する場合がある。

⑾リーグ戦参加チームはグランド提供に努めなければならない。

⑿ベンチの後方にはベンチ入りする指導者以外は入れない。又、ベンチの横は２m以上開けること。

⒀自動車で来場のチーム（応援の保護者を含む）は駐車の際、自動車のダッシュボードに＜チーム名＞＜ドライバー氏名＞を表示した札を必ず常備すること。

⒁攻守交代は、全力疾走で行うこと。

⒂投手が捕手のサインを見る時は必ずプレートについて見ること。

⒃内野のボール回しは、禁止する。

⒄ラフプレー、かくし球、空（から）タッチ、は禁止する。

⒅ロスタイムは、原則として次の試合にとる。但し、とるとらないの判断は審判に一任する。

① ルール上の問題等で審判が協議に要した時間

② 選手の傷病手当等に要する時間

⒆罰則規定は下記による。

① 監督・コーチのユニフォーム着用に違反した場合、登録監督・コーチの試合会場への１カ月間立入禁止。

② 審判の服務規定に違反した場合は、登録監督の試合会場への１カ月間立入禁止。

★①②以外の違反問題が発生した場合は、懲罰委員会（連盟規約第２７条）に於いて審議、決定される。

９：その他の注意事項・附則

⑴会議（総会・理事会・役員会議・監督会議）で説明または決められた事項は議事録などの文書を配布するので必ずチームに徹底させる。

⑵試合終了後、ベンチを出る際には掃除を行い、観覧席を含めゴミは全て持ち帰ること。又、試合前後にはグランド整備を手伝うこと。

⑶試合中、試合前後を問わず、競技運営上支障をきたす言動・行動があった場合、その当事者を競技場から除く。

⑷試合会場で起こった傷害・賠償事故及び車両等の物損事故等について、大会主催者は一切その責任を持たない。傷害・賠償保険に加入していることを、大会への参加出場の条件とする。

⑸-1 春季リーグ戦の組合せは、Ａリーグ・教育リーグ共に抽選にて決定する。秋季リーグ戦の組合せは偶数チームの入れ替えとする。１リーグの場合は抽選にて決定する。

⑸-2 登録選手の内５年生以下はＡクラスの試合に出場できるが６年生は教育リーグ（Ｂクラス）に出場できない。但し、６年生女子は教育リーグに出場できる。

⑸-3Ａチーム（６年生以下）とＢチーム（５年生以下）は監督は完全分離すること。試合には登録以外の選手は出場できない。

⑹代理監督とする場合は、事前に審判員に申告し了承を得ること。

⑺ベンチ内での指導者及び審判員のサングラス使用を認める。但し。ミラータイプは不可、帽子にかけている等は認めない。

１０：以上の諸規定以外に関する事項については、『公認野球規則』・『アマチュア野球内規』・『全日本軟式野球連盟競技者必携』・『大阪府軟連／少年協　要覧』を準用する。

《　大　会　規　定：2017.08.19 改定　》

1．　試合規則は、『公認野球規則』･『アマチュア野球内規』･『全日本軟式野球連盟競技者必携』･『大阪府軟連／少年協　要覧』と大会規定に準じて行う。

2．　試合は、７回戦とし、１時間２０分を越えて新しいイニングに入らない（後攻の攻撃終了時）。尚同点の場合は時間内最大９回までの延長を認める。

3．　試合時間を越えて同点の場合は、最終ﾒﾝﾊﾞｰ各９名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。但し優勝戦は７回もしくは１時間５０分（１１０分）を越えて新しいｲﾆﾝｸﾞに入らない。なお同点の場合は、時間内最大９回までとする。時間を越えるか又は９回終了時なお同点の場合、特別延長戦（ﾀｲﾌﾞﾚｰｸ：1 ｱｳﾄ満塁、前回終了の次打者から行い最大 2 回まで）で勝敗を決める。さらに同点の場合は最終ﾒﾝﾊﾞｰ 9 名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。抽選は先攻チームより交互に行う。

4．　３回以降 10 点差・5 回以降 7 点差の場合は、コールドゲームとする。

5．　降雨の場合は、4 回をもって成立する。但し同点の場合は、最終ﾒﾝﾊﾞｰ各９名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。

6．　投手板と本塁間は１６m、塁間は２３m とする。

7．　投球練習は、初回 7 球、投手交代時は 5 球その他は 3 球とする。

8．　ボークは 1 回目から採用する。但し 5 年生以下の大会（理事長杯等）は 1 回目は注意、2 回目から採用する。遅延行為はボークとみなす。

9．　試合時間 30 分前に集合し、ﾒﾝﾊﾞｰ表を３通審判部へ提出すること。

10.　試合時刻を過ぎて来ないﾁｰﾑ、また 9 人揃わない場合は棄権とみなす。

11.　ベンチは、代表、ユニフォーム着用監督１名・指導者 2 名・スコアラー・マネージャー各 1 名・選手 20 名以内とする。※女子の選手に限り１つ下の学年の試合に出場できる。

12.　選手及び監督は、各チーム所定のユニフォームを必ず着用する事。また主将は 10 番、監督は 30 番の背番号をつける事。（厳守のこと）

13.　危険防止の為、捕手はﾍﾙﾒｯﾄ・ﾏｽｸ・ﾌﾟﾛﾃｸﾀｰ・ﾚｶﾞｰｽ・ﾌｧｰﾙｶｯﾌﾟ・ｽﾛｰﾄｶﾞｰﾄﾞを、打者・走者及びﾍﾞｰｽｺｰﾁは、ﾍﾙﾒｯﾄを必ず着用すること。（厳守のこと）

14.　使用球はダイワマルエス C 号とする。

15.　野球用手袋使用は可とする。但し投手は使用を禁じる。

16.　抗議権は、監督及び主将、当該プレイヤーの内いずれか１名とする。（厳守のこと）

17.　作戦タイムは１チーム１試合４回（選手間のタイムも含む）とし、１回３０秒以内とする。
責任審判よりその都度ベンチに回数を告知する。（本部は回数を記録のこと）
（注）作戦タイムの詳細はリーグ戦規定を準用する。

18. ベンチは、組み合わせ番号の若い方を１塁側とする。

19. ファールボールは、飛んだ側が拾いに行くこと。

20. 審判については、各チームより相互審判を行う。義務塁審を怠った場合は棄権とみなす。審判は試合時間３０分前に集合すること。尚、試合の都度、責任審判を決め当該チームに報告する。
審判の服装については、審判帽を着用し所定の服装をしなければならない。原則、夏期（６月～９月）は半そで青色シャツ、灰色長ズボンを着用する。冬期（１０月～５月）は上着、灰色長ズボンを着用する。但し天候によっては上着でも構わないが審判員４名統一すること。アンダーウェアの着用を許可するが、黒又は紺色のものとする。
審判帽、半そで青色シャツ、上着、灰色長ズボンは連盟指定のものを着用すること。
所定の服装ではない場合、別途罰則を適用する。但し、やむを得ない正当な理由があり、あらかじめ審判部及び試合会場責任者の承認を得た場合を除く。

21. 試合日程決定後の変更は認めない。但し、学校行事のある場合に限り１週間前までに連絡のあった場合に限り考慮する。

22. 雨天中止の決定は、２時間前に行うので、各グランド責任者に問い合わすこと。

23. グランドで起きた負傷については、主催者は応急処置をする他は一切その責任は持たない。

24. 試合進行上、少年野球にあるまじきラフプレー・かくし球・空タッチは禁止する。

25. グランドルール説明は、試合に先立って、審判部より両軍監督に説明する。

27. チームがグランドで出したゴミは、そのチームが責任を持って持ち帰ること。

28. 大会規定、その他抽選会で確認した事項については、チーム内の選手・指導者に徹底し尊守すること。なお、この大会規定は試合中必ず携行すること。万が一棄権の時は指導者１名が時間までにグランド本部に報告に来ること。
※注意事項……自動車で来られるチーム（応援の保護者も含む）は駐車の際、自動車のダッシュボードに＜チーム名＞＜ドライバー氏名＞を表示した札を必ず常備すること。
@応援者はベンチの後方には入らない。又ベンチの横は２ｍ以上開ける事厳守
@審判部のお茶は試合を行っている当該チームにて用意する。

《　くずはﾛｰﾀﾘｰｸﾗﾌﾞ杯・枚方少年野球ｼﾞｭﾆｱ大会規定　》

2018.7.13 改定

1. 試合規則は、『公認野球規則』･『アマチュア野球内規』･『全日本軟式野球連盟競技者必携』･『大阪府軟連／少年協　要覧』と大会規定に準じて行う。
2. 試合は、5回戦とし、55分を越えて新しいイニングに入らない（後攻の攻撃終了時）。同点の場合は、最終ﾒﾝﾊﾞｰ各9名による抽選（守備順）にて勝敗を決める
3. 優勝戦は、コールドゲームを採用せず7回戦とし85分を越えて新しいｲﾆﾝｸﾞに入らない、なお同点の場合は、時間内最大9回までとする。時間を越えるか又は9回終了時なお同点の場合、特別延長戦（ﾀｲﾌﾞﾚｰｸ:1 ｱｳﾄ満塁、前回終了の次打者から行い最大 2 回まで）で勝敗を決める。さらに同点の場合は最終ﾒﾝﾊﾞｰ 9 名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。
4. 3回以降 10 点差の場合は、コールドゲームとする。
5. 降雨の場合は、3回をもって成立する。但し同点の場合は、最終ﾒﾝﾊﾞｰ各9名による抽選（守備順）にて勝敗を決める。
6. 投手板と本塁間は14m、塁間は21m とする。
7. 投球練習は、初回7球、投手交代時は 5 球その他は 3 球とする。
8. ボークは注意・指導にとどめる。但し、ボークに関するプレイは元に戻して行う。
9. 試合時間 30 分前に集合し、ﾒﾝﾊﾞｰ表を 3 通審判部へ提出すること。
10. 試合時刻を過ぎて来ないﾁｰﾑ、また 9 人揃わない場合は棄権とみなす。
11. ベンチは、監督・指導者で 3 名・代表・ｽｺｱﾗｰ・マネージャー各 1 名・選手 20 名以内とする。※女子の選手に限り5年生も出場できる。
12. 選手及び監督は、各チーム所定のユニフォームを必ず着用する事。
13. 危険防止の為、捕手はﾍﾙﾒｯﾄ・ﾏｽｸ・ﾌﾟﾛﾃｸﾀｰ・ﾚｶﾞｰｽ・ﾌｧｰﾙｶｯﾌﾟ・ｽﾛｰﾄｶﾞｰﾄﾞを、打者・走者及びﾍﾞｰｽｺｰﾁは、ﾍﾙﾒｯﾄを必ず着用すること。（厳守のこと）
14. 使用球はダイワマルエス C 号とする。
15. 抗議権は、監督及び主将、当該プレイヤーの内いずれか1名とする。（厳守のこと）
16. 野球用手袋使用は可とする。但し投手は使用を禁じる。
17. 作戦タイムは1チーム1試合2回までとし、1回30秒以内とする。
18. ベンチは、組み合わせ番号の若い方を1塁側とする。
19. ファールボールは、飛んだ側が拾いに行くこと。

20.　審判は大会本部が行い義務塁審はなしとする。

21.　日程決定後の変更は認めない。ただし、学校行事のある場合に限り1週間前までに連絡のあった場合に限り考慮する。

22.　雨天中止の決定は、2時間前に行うので、各グランド責任者に問い合わすこと。

23.　グランドで起きた負傷については、主催者は応急処置をするほかは一切その責任は持たない。指導者は、チームの引率その他全てのことについて責任を持ち、事故等のないよう充分注意を払うこと。

24．　試合進行上、少年野球にあるまじきラフプレー・かくし球・空タッチは禁止する。

25.　グランドルール説明は、試合に先立って、審判員より両軍監督に説明する。

26.　チームがグランドで出したゴミは、そのチームが責任を持って持ち帰ること。

27.　大会規定、その他事務局連絡で確認した事項については、チーム内の選手・指導者に徹底し遵守すること。なお、この大会規定は、試合中必ず携行すること。万が一棄権の時は指導者1名が時間までにグランド本部に来て下さい。

※注意事項……自動車で来られるチーム（応援の保護者も含む）は駐車の際、自動車のダッシュボードに＜チーム名＞＜ドライバー氏名＞を表示した札を必ず常備すること。

@応援者はベンチの後方には入らない。又ベンチの横は2m 以上開ける事を厳守する。

@審判部のお茶は試合を行っている当該チームにて用意する。

≪規定以外の確認事項≫

〈会場内〉

・３０分前までに入場。（第１試合目の場合は、1名1時間前：設営に当る）

・会場によって時間、車の台数が違うので事前にチェック。

・台数が超えるときは、会場責任者に増車可否の事前確認を徹底する事。

・会場内での練習は会場責任者に問い合わせし、勝手に始めない。

・会場内は、禁酒・禁煙。（指導者・父母集団）

・試合終了後、ｸﾞﾗﾝﾄﾞ整備を行う。

・試合終了後は速やかに退場する。（ミーティング等は行わない）
審判や車の関係上留まる事がやむを得ない場合は、グランド責任者に報告の上整然として待つ。

・ベンチ内は選手２０名以内・指導者は定められた6名以内で勝手に離れない。

・ベンチと応援席の間は２m以上離して、ラインを引き区別する。

・ベンチの後方・又はベンチより内側（特にネット裏）に立ち入らない。

＜時間コールドゲーム＞

有料グランドを使用して試合を行う場合、時間コールドゲームを採用する。

◎ 同一面にて２試合以上行う場合、最終試合はグランド利用時間２０分前を以てコールドゲームとする。

◎４回終了で試合成立とし、４回終了以前の試合はノーゲームとする。

（注）最終試合開始時点で、グランド利用時間が残り１時間４０分（グランド整備２０分を含む）を切っている場合、その試合は中止とする。

＜その他の確認事項＞

１．　届出・提出

必ず期日までに（担当者側から催促の連絡をする前に）提出する。

・春季、秋季登録　・募金金額　・各大会の申し込み　・対外試合

・学校行事　・キャンプ等

２．　グランド確保できた分は全て提供する。（試合不可の場合はその旨明記）

３．有料ｸﾞﾗﾝﾄﾞも（試合に使用した場合は連盟負担）確保できたら提供する。

４．対外試合は午前中に申し入れし、昼からは連盟の試合に協力する。
（ダブルヘッダーもやむを無し）

５．　試合が出来ない理由で監督が不在の為は理由にならない。

６．　試合が出来ない理由で、ピッチャーがいないから等は理由にならない。

７．　試合会場での遊具の使用禁止。

８．　一度登録した選手は、そのリーグ戦期間内での移動は認めない。

リーグ選手登録の際は、怪我・病気等を考慮して、登録する。

９．監督不在の場合、代理監督（背番号28・29）が指揮を執るが試合前に審判員と相手チームに申告すること。

10．連盟内の選手・指導者の移動は、双方の連絡を密にして速やかに行う。

11．審判の服装については、審判帽を着用し所定の服装をしなければならない。原則、夏期（６月～９月）は半そで青色シャツ、灰色長ズボンを着用する。冬期（１０月～５月）は上着、灰色長ズボンを着用する。但し天候によっては上着でも構わないが審判員４名統一すること。アンダーウェアの着用を許可するが、黒又は紺色のものとする。
審判帽、半そで青色シャツ、上着、灰色長ズボンは連盟指定のものを着用すること。
所定の服装ではない場合、別途罰則を適用する。但し、やむを得ない正当な理由があり、あらかじめ審判部及び試合会場責任者の承認を得た場合を除く。

12．連盟規約・リーグ戦試合規定・大会規定・諸規定以外の約束事や、決まり事等に違反をすると連盟規約第九章　第２７条の懲罰委員会にて審議決定される。

各団に於かれましては、連盟規約・リーグ戦試合規定・大会規定・諸規定以外の約束事や、決まり事は、全指導者や保護者に徹底指導をお願い致します。